

0254 ST5-4 参考文書

SGEC 国際認証制度 (PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度) 創設に伴う移行措置 (歴史的文書として保存)

SGEC 附属文書

2-10-1-3 2016

会長決済

2016、4、1

SGEC 国際認証制度 (PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度) 創設に伴う移行措置

序文

この文書は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認に基づく国際認証制度 (2016 年 4 月 1 日
施行文書に基づく制度) に円滑に移行するための措置を定める。

1 適用範囲

この文書で定める移行措置は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認に基づく国際認証制度
として発効以降1年間の措置とする。

2 移行措置

2015 年4月1日施行文書の規定に基づき認定を受けている認証機関(認定認証機関)は、
2015 年 4 月1日施行文書(PEFC との相互承認申請文書)の認証規格により実施した認証につ
いて、2016 年 4 月 1 日施行文書(PEFC との相互承認文書)に基づく直近の定期・更新審査を実
施するまでの間、移行措置として下記の措置をとることが出来る。

記

認定認証機関は、2015 年 4 月1日施行文書の認証規格に基づき認証を取得した者が、2016
年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付を希望する場合には、2015 年 4 月 1 日
施行文書に基づく認証規格と 2016 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格の差分について、当
該認証取得者にその履行について文書で確認を求め書類審査を実施した上で、2016 年 4 月 1
日施行文書の認証規格に基づく認証書を交付することができる。

附則

この文書は 2016 年 4 月 1 日に施行する

参考 認定認証機関の認証書の交付に関する措置

(1)2015年4月1日文書の認証規格に基づく認証書の交付

＜2015年4月1日以降 2016年の相互承認以前＞

認定認証機関は、2015年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のロゴマークを付して交付することが出来る。

(2)1年間の移行措置

＜2016年の相互承認以降、直近の定期・更新審査を受験するまでの間＞

認定認証機関は、「(1)」の認証書の交付を受けた認証取得者に対し 2015年4月1日施行文書の認証規格と 2016年4月1日施行文書の認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で、2016年4月1日施行文書の認証規格に基づき認証書を交付することが出来る。

(3)2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付

＜認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以降＞

認定認証機関は、2016年4月1日文書の認証規格に基づく認定機関の移行審査の受検以降にあつては 2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のマークを付して交付することが出来る。

＜認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前＞

前項に規定する認証書の交付について、認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前にあつては認証書に認定機関のマークを付すことが出来ない。従つて認定認証機関は出来るだけ早く認定機関の移行審査を受検するよう努める。